

令和5年3月15日

山県市

報道関係者各位

岐阜県重要無形文化財「日本刀」保持者に

尾川兼國さん（山県市在住）が認定

3月16日（木）13時30分～ 市役所公室

山県市（市長 林 宏優）では、山県市西深瀬在住の尾川兼國（本名：尾川光敏）さんが、岐阜県重要無形文化財の指定を受けた「日本刀」の保持者に認定されたことを受け、市長にその報告を行います。

○岐阜県重要無形文化財

- （1）名称 日本刀
- （2）指定年月日 令和5年2月21日
- （3）保持者 尾川兼國（本名：尾川光敏）
- （4）所在地 山県市西深瀬
- （5）種目 工芸技術

○内容（岐阜県公報を転載）

日本刀は、炭切りから銘切りまでの、刀匠が関わる全ての工程による制作技術であり、戦国時代以降、関の刀匠が全国に移住し、その文化を広めた。

尾川兼國氏は、関の刀剣文化を受け継ぎ、その保存・活用・継承に積極的に尽力した。また、打ち寄せる波を表現した刃紋「濤乱刃」を再現するなど、高い作刀技術を保持している。

日時	3月16日（木） 13時30分～14時
場所	山県市役所 2階 公室

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ】

山県市生涯学習課 長屋

Tel：0581-32-9008 Fax：0581-22-6851

Mail：shogai@city.gifu-yamagata.lg.jp